第2希望校制度のポイント

※本リーフレットは制度の概要をお知らせするものです。出願・受検に当たっては、必ず入学者選抜実施細則で正式な内容をご確認ください。

令和9年度選抜から導入する第2希望校制度について、
志願取消期限、選抜資料、合否判定方法をお知らせします。



1 志願取消期限を前倒し

志願取消期限を、令和8年度選抜までの学力検査前日から、志願先変更期間の最終日に前倒しします。

○ 第2希望校として選べる学校は、志願先変更期間終了後の出願状況を基に決定します。私立高校などへの進学を決め、県立高校を受検しないことが明らかな場合は、志願先変更期間の最終日までに志願取消届を提出してください。
○ 志願の取消しにより生じた欠員を反映することで、その学校が第2希望校の対象となる可能性があり、第2希望校への出願を考えている受検者の入学機会の確保につながりますので、早めの手続きにご協力をお願いします。

【変更前（令和8年度選抜）】
学力検査前日
（2月24日）まで

→

【変更後（令和9年度選抜）】
志願先変更期間最終日
（2月16日）まで

2 第2希望校の選抜資料・合否判定方法

第2希望校の合否は、学力検査の3教科（国語・数学・英語）の得点と、調査書の評定合計（3年間）を総合※して判定します。

※ A群・B群の判定は行いません。

○ 第2希望校で改めて学力検査や面接を受ける必要はありませんが、実技検査を実施する学校（4校）では、これらに加え、追検査2日目に第2希望校で実施予定の実技検査の得点を使用します。

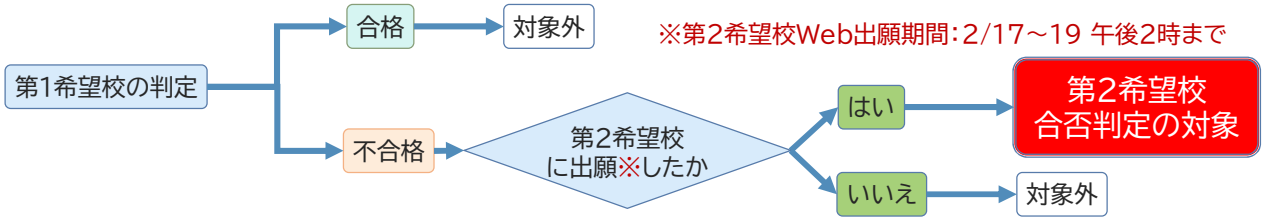


総合的に判定

3 第2希望校の合否判定の対象となる人

第1希望校に合格しなかった人のうち、第2希望校に出願※した受検者が、第2希望校の合否判定の対象となります。

注意 第1希望校に合格した人や、第2希望校に出願していない人は、第2希望校の合否判定の対象にはなりません。



※第2希望校Web出願期間：2/17～19 午後2時まで

第2希望校出願の流れ（イメージ）



※詳しい日程や出願方法は、入学者選抜実施細則等でご確認ください。

第2希望校出願制度に関するQ&A

※本リーフレットは制度の概要をお知らせするものです。出願・受検に当たっては、必ず入学者選抜実施細則で正式な内容をご確認ください。

Q1 なぜ志願取消期限を前倒しする必要があるのですか？

A1 **第2希望校として選べる学校を、志願先変更期間終了後の出願状況に基づいて適切に決定するためです。**私立高校などへの進学を決め、県立高校を受検しないことが明らかな場合に、期限までに志願取消届を提出していただくことで、その学校に生じる欠員を第2希望校の対象校の決定に反映できます。第2希望校への出願を考えている受検者の入学機会の確保につながるため、早めの手続にご協力をお願いします。

Q2 志願取消期限の後に、私立高校へ進学することを決めました。県立高校の志願を取り消すことはできますか？

A2 県立高校の入学者選抜を受検する必要はなく、検査当日は欠席でご対応ください。志願取消期限を過ぎた後は、志願取消届の提出も不要です。なお、志願取消期限までに私立高校への進学を決めた場合は、第2希望校への出願を考えている受検者の入学機会の確保につながるため、期限までの志願取消届の提出にご協力ください。

Q3 志願取消期限までに国立高等専門学校の合否がわかりません。どうすればよいですか？

A3 **国立高等専門学校が不合格となった際に県立高校を受検する予定の場合は、志願取消届を提出しないでください。国立高等専門学校に合格し、そちらへの進学を決めた場合は、県立高校の入学者選抜を受検する必要はなく、期限を過ぎた後は、志願取消届の提出も不要です。**検査当日は欠席でご対応ください。

Q4 第1希望校が3教科受検の定時制です。全日制を第2希望校として選べますか？

A4 **はい。第2希望校の対象校として公表された学校であれば、出願できます。**第2希望校の合否は、国語・数学・英語の3教科の得点と調査書により判定するため、第1希望校で理科・社会を受検していなくても、全日制の学校を第2希望校として選ぶことができます。

Q5 第2希望校に出願する際に、入学者選抜手数料はかかりますか？

A5 **いいえ。第2希望校への出願には、入学者選抜手数料はかかりません。**各手続における入学者選抜手数料の取扱いは、右表のとおりです。

手続	入学者選抜手数料
第1希望校への出願	必要
志願先変更（定時制から全日制）	差額のみ必要
志願先変更（全日制から定時制）	不要
第2希望校への出願	不要
欠員補充への出願	必要

Q6 第1希望校と同一の学校へ第2希望校出願できますか？

A6 第2希望校対象校となった場合のみ、可能です。例えば、外国人生徒特例選抜で第1希望出願した同一校が第2希望校対象校となった場合や、複数学科のある学校で第2希望校対象の学科・コースがある場合などは、出願できます。

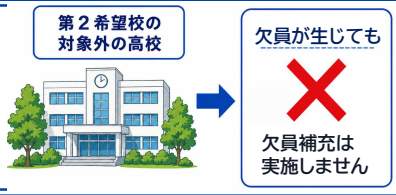
Q7 実技検査を実施する学校※を第2希望校として出願する場合、実技検査はどうなりますか？

A7 **追検査2日目（3/5）に、第2希望校で実技検査を受けることになります。**

実技検査を実施する学校	学科
水戸第三高等学校	音楽科
笠間高等学校	美術科、メディア芸術科
中央高等学校	普通科スポーツ科学コース
取手松陽高等学校	音楽科、美術科

Q8 第2希望校の対象外だった高校で、後から欠員が生じた場合、欠員補充は実施しますか？

A8 **実施しません。**欠員補充は、第2希望校の対象校のうち、第1・第2希望校の合格発表後も欠員がある学校に限って実施します。

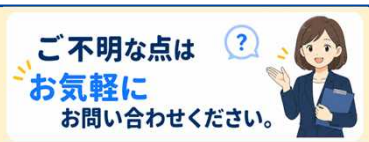


Q9 第2希望校の判定は、どうして3教科とするのですか？

A9 **受検した教科数にかかわらず、幅広い受検者が第2希望校を選べるようにするためです。**すべての受検者が共通して受検する国語・数学・英語の3教科を用いて、同じ基準で判定します。なお、R5選抜までの第2次募集でも、学力検査は3教科で実施していました。

Q10 第2希望校の対象外の学校で欠員補充を実施しないのはなぜですか？

A10 **第2希望校への出願の有無によって、欠員補充への出願機会に不公平が生じないようにするためです。**対象外の学校で欠員補充を実施すると、第2希望校に出願して合格した人は欠員補充に出願できない一方、第2希望校に出願しなかった人は出願できることになります。このため、対象外の学校では、欠員補充を実施しません。



（お問合せ先）茨城県教育庁学校教育部
高校教育課高校教育改革推進室（入試制度改革担当）
☎ 029-301-5248

2026.10.28